

## 令和6年度第2回やちよ男女共同参画プラン懇話会 会議録

1. 開催日時 令和6年11月13日（水）午後2時から3時
2. 場所 八千代市男女共同参画センター 講習室
3. 議題 第3次やちよ男女共同参画プラン(案)について
4. 出席者 (1)やちよ男女共同参画プラン懇話会委員
  - ・力石 洋平 (市民委員)
  - ・武田 美保 (市民委員)
  - ・中田 雅彦 (市民委員)
  - ・周郷 綾 (市民委員)
  - ・木村 恵子 (学識経験者)
  - ・高橋 英治 (学識経験者)
  - ・山口 充美 (学識経験者)
  - ・鈴木 京子 (学識経験者)
  - ・島 利栄子 (学識経験者)

(2)事務局

  - ・赤城 哲寛 (企画部長)
  - ・小杉 直子 (男女共同参画センター所長)
  - ・酒井 澄江 (男女共同参画センター主査)
  - ・庄村 優人 (男女共同参画センター主任主事)
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 傍聴者 2名（定員5名）

## 〈議事録〉

### 【小杉所長】

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより、令和6年度第2回やちよ男女共同参画プラン懇話会を開催いたします。私は進行を務めさせていただきます、男女共同参画センター所長の小杉と申します。よろしくお願いいたします。本会議につきましては、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領に基づき、公開の会議となっております。傍聴は2名お見えになっております。また、会議録の作成のために録音させていただきますので、ご了承いただければと思います。それでは録音を開始いたします。では、はじめに、企画部長赤城よりご挨拶を申し上げます。

### 【赤城部長】

第2回やちよ男女共同参画プラン懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。改めまして、委員の皆様には日頃から市政並びに男女共同参画施策に対しご理解とご協力をいただいております。心から感謝申し上げます。皆様もご存じの通り、近年、育児介護休業法やDV防止法の改正、LGBT理解増進法や困難女性支援法の施行など、男女共同参画社会の実現に向け、法改正等が相次いで行われております。しかし依然として、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスを解消し、すべての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会を実現するためには、多様性を尊重し、社会状況の変化を的確にとらえ、取り組みを一層推進していく必要があります。第1回会議でも、次期プラン案に対し、委員の皆様から様々な意見をいただいたと聞いております。今回提示させていただいたプラン案は、そのご意見も踏まえた上で、本市における課題解決に向け、現行の第2次やちよ男女共同参画プランに引き続き、関係機関と連携し、実効性の高い計画として推進して参りたいと考えております。最後になりますが、本日も委員の皆様からの忌憚のないご意見を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 【小杉所長】

ありがとうございました。なお、本日、平山委員が所用のため欠席となっております。それでは議題に入らせていただきます。ここからの進行は、やちよ男女共同参画プラン懇話会設置要領第5条に基づき、木村会長にお願いいたします。木村会長、進行よろしくお願いいたします。

### 【木村会長】

改めまして、皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。早速ですが、議題に入らせていただきます。議題について、事務局が説明し、その後、委員の皆さんから事前にいただいた意見等について説明することとさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。それでは事務局よろしくお願いいたします。

### 【酒井主査】

それでは、第3次やちよ男女共同参画プラン案について説明いたします。第1回懇話会にて第1章から第2章についてご意見をいただきましたので、本会議では、第3章施策の展開について、ご意見をいただきたく、主な変更点等を説明させていただきます。初めに、これまで企画経営課を所管課としていた取組事業についてですが、市民の皆様にわかりやすくするために実際に事業を行っている男女共同参画センターに変更いたします。その他の修正箇所については、お配りした「プラン案からの修正箇所」をご覧ください。修正点につきましては、これからの説明の中でも触れさせていただきます。

続きまして、第3次プラン、施策の展開について説明いたします。第3次プランでは、4つの目標、10の課題に対し、19の施策を位置付け、37の事業に取り組んで参ります。それではプラン案の13ページをご覧ください。目標1共につくりだす「誰もが活躍できるまち」

ですが、課題1女性の活躍推進及び課題2職場と家庭における男女共同参画を第2次プランに引き続き、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置づける予定です。数値目標は、市の審議会等の女性委員割合で、令和5年度末の時点で32.8%となっており、目標数値を第2次プランに引き続き、40%としました。14ページから16ページをご覧ください。課題1「女性の活躍推進」については、現状を踏まえ、市の政策方針決定過程への女性の参画を加速させるとともに、女性が本人の希望に沿って働き続けることができるよう、講座の開催等による支援を図るための事業に取り組みます。17ページをご覧ください。施策1「政策方針決定過程への女性の参画」の事業1「審議会等における女性参画の推進」につきましても、第2次プランからの継続として、審議会等委員への女性委員登用促進に向けた担当課への働きかけや、女性の政治分野への参画推進に向けた情報発信を行って参ります。次の事業2「女性職員のキャリア育成支援」は、市職員の女性管理職の割合が低いという現状から、女性職員の意欲向上を図るための取組として、第2次プランでは、関連事業という位置付けでしたが、第3次プランからは、取組事業に変更いたしました。その下の既存の関連事業ですが、公募委員による女性の登用促進として、コミュニティ推進課が所管している、八千代市審議会等委員候補者公募制度において、公募委員候補者名簿を担当課に提供する際に、女性委員の割合を考慮し、選考するよう周知を図ることとして、新たに位置付けました。次に、施策2「働く場における女性活躍の推進」の事業3「女性の就労や再就職への支援」は、就労や再就職を目指す女性に重点を置いて支援を行います。18ページをご覧ください。事業4「女性のエンパワーメントの推進」は、自らが主体的に行動し、現状を変える力をつけることができるよう、講座開催等を通じた支援を行います。19ページから22ページをご覧ください。課題2「職場と家庭における男女共同参画」についての現状を踏まえ、仕事と生活を両立できる環境づくりのため、市内事業所に対して、従業員のワークライフバランスに関する情報を提供する他、性別にかかわらず、協力して家事や育児に取り組めるよう、男性の積極的な参画を促すための事業に取り組みます。23ページをご覧ください。施策2「家庭における男女共同参画」では、男性の家事や育児への参画に重点を置き、事業6「男性の家事への参画促進」及び事業7「男性の子育て参画促進」の2事業を実施する予定です。では25ページをご覧ください。課題3「防災・復興における男女共同参画」についての現状を踏まえ、平常時から男女共同参画視点の防災・復興の重要性を周知するほか、女性の参画拡大に向けた事業に取り組みます。また、この課題3は、第2次プランでは、目標3の「自分らしく生きる男女共同参画の推進」に位置付けていましたが、防災分野への女性の参画を促進し男女がともに参画できるよう、第3次プランでは目標1共につくりだす「誰もが活躍できるまち」に位置付けを整理しました。26ページをご覧ください。施策1「様々な視点を取り入れた防災対応の充実」では、災害対応力を強化するため、多様な意見を取り入れることができるよう、女性の参画を進めるため、関係機関と連携した取組を行います。下の既存関連事業9「女性消防団への支援」ですが、第2次プランの女性消防団員との連携による消防総務課との関わりを見直し、第3次プランでは、女性消防団員がそれぞれの地域で活躍できるよう、研修の機会を提供するとして、関連事業に位置付けました。また、次の関連事業10「女性消防団との連携」を予防課と協議し、女性消防団と連携して、地域住民や幼年消防クラブ員に対する啓発事業を行うとして、新たに位置づけることとしました。

次に、27ページをご覧ください。目標2互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」ですが、課題2「DVの防止と支援体制の整備」を第2次プランに引き続き、DV防止法に基づく市町村基本計画として位置づける予定です。数値目標は、精神的、経済的、性的暴力をDVと認識する人の割合で、令和5年度時点で、精神的暴力が78.4%、経済的暴力が78.1%、性的暴力が84.6%となっており、目標数値を第2次プランに引き続き、すべての項目において100%としました。次に、28ページから29ページをご覧ください。課題1「人権

の尊重」についての現状を踏まえ、市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、互いを対等な存在として尊重されるよう意識の向上に努め、性の多様性について正しい理解を広げることで、性的マイノリティの人々の生きづらさや解消につなげるための事業に取り組みます。30ページをご覧ください。施策1「一人ひとりを大切にする意識づくり」につきましては、第2次プランからの継続として、市民や職員に向け、ジェンダー平等に関する意識啓発を行います。31ページをご覧ください。施策2「多様な性の尊重」の事業13「多様な性への理解促進」は第2次プランに引き続き、多様な性への理解促進やパートナーシップ制度等の周知、申請書等の性別記載欄の削減を進めます。次の事業14「子どもへの啓発活動」につきましては、性の多様性に関する正しい知識を得るためには、低年齢児からの啓発が重要ととらえ、第3次プランから新たに追加をしました。32ページから34ページをご覧ください。課題2「DVの防止と支援体制の整備」についての現状を踏まえ、すべての年代でDVやデートDVが正しく理解されるよう情報発信を行うほか、被害者や周囲の人にとって相談窓口が身近になるよう、関係機関と連携し、周知を図るための事業に取り組みます。35ページをご覧ください。施策1「DVを無くすための取組強化」は、第2次プランに引き続き、事業15「DVの根絶に向けた啓発事業の実施」では、DVが人権侵害や犯罪であることや、相談窓口を周知する取り組みを進めます。次の事業16「次世代への啓発活動」は、若年層へのデートDV防止への啓発に努めます。

37ページをご覧ください。目標3自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」ですが、課題3「いきいきと暮らすことのできる環境の整備」を困難女性支援法に基づく市町村基本計画として新たに位置づける予定です。数値目標が、「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」の考えに反対する市民の割合で、令和5年度の時点で53.7%となっており、目標数値を第2次プランに引き続き70%としました。次の「性別にとらわれず、多様な生き方・働き方を選択できる」と感じている市民の割合は、令和5年度の時点で18.2%となっており、目標数値を第2次プランの35%から第3次プランでは40%に変更しました。38ページから39ページをご覧ください。課題1「ジェンダー平等の意識づくり」についての現状を踏まえ、ジェンダー平等の実現に向け、固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス解消に向けた意識啓発を図るための事業に取り組みます。40ページをご覧ください。施策1「固定的な役割分担意識の解消」の事業20「図書館・公民館等との連携」につきましては、第3次プランから図書館だけではなく、関係機関とのさらなる連携を図ることを目的に、公民館等を追加しています。次の施策2「教育におけるジェンダー平等の推進」の事業22「児童生徒等のジェンダー平等の意識づくり」では、第2次プランに引き続き、児童生徒をはじめとする様々な学生に向け情報提供を行います。41ページをご覧ください。課題2「ライフステージに応じた健康支援」についての現状を踏まえ、女性は生涯を通じてライフステージごとに大きく変化するという特性があることから、個々の状況に応じた健康課題への理解を深めるための情報提供を行うための事業に取り組みます。なお、こちらの課題2は、心身の健康について正しい知識、情報を提供することで、ライフスタイルに合わせ主体的に健康維持に取り組めるよう支援するため、第3次プランより新たに位置付けました。次の42ページをご覧ください。施策1「健康を維持するための情報提供」の事業25「リプロダクティブヘルス/ライツに関する意識啓発」では、母子保健課と連携し、全ての人がジェンダーに基づく暴力などによって傷つけられず、身体・性について正しい認識を持ち、健康を確保して豊かな生涯を送ることができるよう、啓発を行っていく予定です。次の事業26「生涯を通じた女性特有の健康課題に配慮した支援」では、健康づくり課と連携し、年代によって大きく変化する女性の心身状態に合わせた情報提供等を行っていく予定です。次の事業27「児童生徒等への性教育の実施」は、第2次プランでは、教育におけるジェンダー平等の推進に位置付けていましたが、性的行為等によるリスクや性に関する疾病などの内容から、第3次プランに新設した健康を維持するための情報

提供と位置付け整理しました。次に、43ページをご覧ください。課題3「いきいきと暮らすことのできる環境の整備」についての現状を踏まえ、困難な問題を抱える女性が、適切な支援を受けられるよう体制を整備するほか、女性の悩みに寄り添えるよう、関係機関と連携した事業に取り組みます。44ページをご覧ください。施策1「困難な問題を抱える女性に対する支援」の事業28「生活困窮者への支援」は、福祉・子ども分野を所管課として、女性が置かれた経済的な状況の違い等を背景とした、貧困等生活上の困難に陥りやすい女性への支援として第3次プランより新たに位置付けました。次に、事業29「多様な連携による支援」は福祉・子ども分野を所管課として、支援を必要とする女性が抱えている問題や、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供することを目的として第3次プランより新たに位置付けました。次に、施策2「一人ひとりの悩みに応じた相談支援」の事業31「相談窓口の周知」は、広く周知を図り、より多くの女性にご利用いただくよう、各種媒体を活用し積極的に情報発信をしていくために、第3次プランより新たに位置付けました。

45ページをご覧ください。目標4みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」では、市民、団体、事業者などと行政が連携を図り、様々な意見や情報を取り入れながら、本プランを推進して参ります。数値目標は、第3次やちよ男女共同参画プランにおいて、達成できた事業の割合で、令和5年度の時点で77%となっており、目標数値を第2次プランに引き続き、100%としました。次に46から47ページをご覧ください。課題1「連携体制の構築」についての重要性を踏まえ、多様な意見を取り入れた幅広い層を対象とした事業の充実を目指すほか、情報を得やすい環境を作り、市民ニーズの変化に速やかに対応できる柔軟な体制の構築を図るための事業に取り組みます。施策1から3につきましては、第2次プランに引き続き、審議会、推進会議等の庁内推進体制の強化、国、県、近隣自治体とのネットワークづくりのほか、懇話会委員や当センター支援団体などの市民の皆様からの意見聴取や関係機関との連携により、事業の推進を図ります。48ページをご覧ください。課題2「進行管理の充実」につきましては、毎年度、取組の進捗状況調査を行い、結果を公表するほか、各取組事業を定期的に確認し、改善につなげるための事業を行います。施策1「意識調査の実施」の事業36「市民・事業所・職員等を対象とした意識調査の実施」は、第2次プランからの引き続きではありますが、性別に基づく固定化した役割の解消から、各種調査は施策の根拠としていることから、第3次プランでは、課題2進行管理の充実へと位置付けを整理しています。次の施策2「計画推進のための進行管理」では、第2次プランに引き続き事業37「進捗状況調査の実施と評価」を行います。最後になりますが、49ページをご覧ください。こちらが各目標に位置付けられている数値目標を一覧にしたものです。以上、第3次やちよ男女共同参画プラン案の説明を終わります。

#### 【木村会長】

それでは引き続き、委員の皆様から提出していただいた意見書について、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【酒井主査】

私から委員からの事前提出意見と、市の考えについてご説明させていただきます。ご意見の1番について、該当箇所は全体となります、「継続は力なりを感じます」、担当は男女共同参画センターです。事務局の回答として「男女共同参画に関する取り組みや関係機関と連携しながら、継続した周知啓発が重要だと考えています」。次に、2番、12ページの第2章の7に該当している部分、「PDCAマネジメントサイクルを知りませんでした。丁寧に説明いただければありがたいです」というご意見に対しまして、「PDCAとは、計画プランの実行、評価チェック、改善アクションの4つのステップから成る継続的な業務改善や、目標達成を実現するための分析や意思決定をスムーズに行うためのシステムになっております。行政をはじめ、様々な分野で、業務改善の手段の1つとして活用されています。継続的に業務を見直し、

次の計画に反映することで、プランから始まり、アクション、改善まで終了したら、再度計画に戻り、PDCAを循環させるということになっています」。次にNo.3. 4, こちら14ページの第3章の目標1, 課題(1), 図の1-1, 「女性管理職の低下が気になりました。様々な意味で、環境が整っていないためと思われますが、今後の対策は」というご意見や、「八千代市の女性管理職の割合が次第に下がってきているのが残念です。どんな理由なのか教えてください。またそれを変える意欲を見せて欲しいです」というご意見に対して、職員課から「女性管理職の経過につきましては、職員全体に対する女性職員の年齢構成上の課題ですが、氷河期世代を含む40代後半から50代の女性職員の人数の割合が少ないことが挙げられます。そのため、長期的に見てバランスのとれた職員構成が重要であります。女性職員を採用していくことは大きな検討課題であり、職員採用試験における女性志望者の拡大などに取り組んで参ります。また、女性のキャリア形成やワークライフバランスを図る研修を実施して参ります」という回答をもらっています。次の5番, 19ページの第3章, 目標1, 課題(2), 「配偶者が出産したとき、男性従業員で育休を取得する人が3割を下回るのは収入減が原因でしょうか」というご質問ですが、「令和5年度に行った市民アンケートの結果, 12ページの図1-6の通り, 収入面の理由の他, 職場の理解が得られない, 同僚に申し訳なく思う。また, 昇進や昇給への影響が挙げられています。一方, 令和4年度の事業所調査では, 育児や介護休業制度の支援に取り組んだ場合に, 代替職員の確保などが難しいや, 他の従業員への負担の増加が想定される課題として挙げられています。収入減もさることながら取得しにくい状況があると考えられています。機会をとらえて市内事業所等へ制度周知等の情報提供を行ってまいります」。6番, 31ページの第3章, 目標2, 課題(1), 施策2, 「SOGIは知らない言葉です。こうした一般的でない言葉を使うときは, 丁寧な説明が欲しいです」というご意見です。SOGIは英語表記の, 頭文字を取った言葉です。LGBTはレズビアン, ゲイ, バイセクシャル, トランスジェンダーなどの性的少数者を表す代表的な言葉に対して, SOGIは私たち一人ひとりの性的指向や性自認を表す言葉であり, すべての人に関わるものです。2011年に国連人権理事会でSOGI, 性的指向と性自認に関する決議が採択された後, 世界的に広がり, 私たち一人ひとりにSOGIがあるため性的少数者とそうでない人という区別ではなく, 性のあり方がそれぞれに違ふととらえることで, 性的指向や性自認に関する様々な課題の解決につなげていくことができるとされています。次に7番, 25ページの第3章, 目標1, 課題(3), 「災害時における避難所に関し, 運営マニュアルがあると思いますが, 教えていただければ幸いです。今まで避難所のリーダーは男性が担っていた場合が多いと思いますが今後は男女共同リーダーになれる環境を整えることが大切であると思います」というご意見をいただいております。こちら危機管理課から「避難所の開設運営が円滑にできるよう, 平常時から, 避難所ごとに避難所運営マニュアル作成や避難所開設訓練を行っています。運営マニュアルは, 地域の実情に合わせて作成されていますが, 運営時の役割分担や施設の使用用途, 避難所でのルールなどが記載されています。なお, 当課においても, 機会をとらえ, 女性参画の重要性について説明を行います」と回答をもらっています。次に, 当センターの回答ですが「第3次プランにおいても, 防災復興への女性の参画拡大を重点事業と考えています。6月には講演会を通じて, 防災復興時における男女共同参画の必要性について考えました。また, 12月中旬には, 昨年に引き続き, 女性対象の防災講座も予定しています。当センターでは, 危機管理課等の協力も得ながら, 男女が共同してリーダーになれる環境づくりや, 継続的に地域防災への女性参画の必要性について考える機会を提供していきたいと考えています」。次に8番, 34ページの第3章, 目標3課題(2)の図2-6, 「本市のDV相談件数が下がっているのは, どんな理由があるのでしょうか。コロナのせいでしょうか」というご質問ですが, 福祉総合相談課から回答をもらっています。「新型コロナウイルス感染症の影響で, 家庭内で過ごすことが多くなったことで, DVの相談が急増しましたが, その後, コロナの終息に伴い, 相談件数が減

少傾向になったと考えております」という回答になっております。次は、9番、40ページ、第3章、目標3、課題(1)、施策2です。「男女共同参画社会の実現のために、低年齢児からの人権教育の重要性を感じます。現在小学校3年生を対象に、多くの小学校で“人権教室”を実施しています。学校現場で、また、地域、幼稚園、保育園等で、人権教育が一層充実することを願っています」というご意見です。「小中義務教育学校でのジェンダー平等や人権に関する啓発として、ナイスさんかくという4コマまんがの巡回掲示を行ってきました。今後も教育委員会と連携し、巡回掲示は継続しながら、小学校低学年や保育園等で活用いただけるよう、紙芝居の作成を予定しています。この他にも関係機関と連携しながら、積極的に啓発事業を行って参りたいと考えています」。次に、10番41ページ第3章、目標3、課題(2)、図3-3、「その他の内容を知りたいです」については、「こちらは令和5年度に行った市民アンケートの結果を記載しています。現在、または将来、あなたは働きたいと思いますかという質問に対し、働きたいが働けないとお答えいただいた人を対象として、再度質問をしています。その他の主な意見としては、30代女性で、配偶者が協力や配慮をするくらいなら、働かなくてもいいと。協力も配慮もできないそうです、という意見もいただいています。あとは30代女性、保育園に空きがなく入園できないから、60代の男性ですとボランティアを行っているため、また30代女性は夫の仕事に転勤があるためと、その他の理由を挙げられています」。では、次に11番、42ページ第3章、目標3、課題(2)、施策1「リプロダクティブヘルス/ライツの説明をお願いします。このような専門用語が知らない人が多いので説明をお願いします」への回答としましては「リプロダクティブヘルス/ライツは性と生殖に関する健康と権利と訳されます。1994年にエジプトカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念となります。女性のライフサイクルを通して性と生殖に関する健康、生命の安全を権利としてとらえるもので、女性の人権の重要な概念の一つとされています。リプロダクティブヘルスが、女性や子供を産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも、本人の意思が尊重され自分らしく生きられること。次にリプロダクティブライツにつきましては、自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のこととなっております。この権利の獲得は、すべての人がジェンダーに基づく暴力などによって傷つけられず、身体、性について正しい認識を持ち、健康を確保して、豊かな生涯を送ることができる社会を育むためのものとされます」。以上になります。

#### 【木村会長】

それでは今、プランの内容等について具体的にお話をいただきましたが、これらに関しまして、委員の皆様からご質問やご意見等がありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。山口委員。

#### 【山口委員】

懇話会の意見なども反映させながら、丁寧にまとめておられるなというのが第一印象でございます。ただ、今、委員から具体的に質問等でも出たように、プランを読むのは誰なのかというところが、もう一度確認したい点でございます。そして、そのためには新しい言葉、横文字が結構出てくるわけですので、そこについてはページごとで、質問が出たところを下の空欄のところに入れて、説明をしていただくというのが大事なのかと思います。そして横文字の示していただいている、例えばリプロダクティブヘルス、日本社会においては、具体的にどういうふうにイメージしたらよろしいのか、もうちょっと説明をしていただきたい。

#### 【木村会長】

事務局、お願いいたします。

#### 【酒井主査】

例えば、12ページに関しては、下の欄外に載せていただいております。もし、こちらでも足りないようでしたら、また詳しく書かせていただきたいと思います。こちらはマネジメント

サイクルの一つで、先ほどの回答と同じ形になるのですが、プロセスを順に実施して、継続的な業務改善活動を推進していくシステムということで、チェック、評価の結果を次のプラン計画に反映し、システムを循環させることということで、書かせていただいております。

**【山口委員】**

私はこの言葉自体は、他のところでも承知してきた部分ではありますけれども、先ほど表にまとめた質問の中で、ご説明していただいたところでも、いろんな分野で行われてきていることなどの具体的な説明が加えられていて、そこを少し本プランの説明にも加えていただけるといいのかなと思います。具体的に幅広い分野においても、サイクルが活用されてきているということを説明していただくとよりわかりやすくなるのかなと思います。

**【酒井主査】**

次の説明がSOGIのところですよ。31ページになるかと思うのですが、こちらの31ページの欄外に、SOGIということで、先ほど私が説明させていただいたものを簡略化した形で性的指向、セクシュアルオリエンテーションと、性自認のジェンダーアイデンティティの頭文字を取った言葉ですということが書かれています。SOGIは、性的マイノリティなどを表すのではなく、すべての人の性のあり方を表すという形で書かせていただいております。もう少し具体的に書いたほうがよろしいでしょうか。

**【山口委員】**

性的指向だとか性自認という、この日本語そのものも、先ほど一番最初に申し上げたようにこの資料を誰に向けて見ていただくものなのかって言うと、やはり希望される市民の方ですよ。そうやってきたときには、やはり難しい表現のところは、より具体的な言葉を添えていただくとより理解しやすいのかなと。少し専門的な表現だったり横文字が並ぶところを見てしまうと、何かわかってないのに、わかったふりしながら読んでしまうみたいな。

**【酒井主査】**

性的指向と性自認について、もう少し掘り下げた説明をしたほうがよいですか。

**【山口委員】**

他の言葉で表現したらよいと思います。

**【酒井主査】**

わかりました。検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

**【山口委員】**

具体的にね。ここで言っているのは、誰もが持っているものですよという表現があるわけですよ。ですから、誰もが持っている性的指向だとか、その性自認というのはどういうものかをもっとわかりやすくするといいいのではないかと思います。

**【酒井主査】**

性的指向は、誰を好きになるかということですね。性自認は自分が男性なのか女性なのかまたは、どちらにも当てはまらないという説明をもう少しわかりやすくいたします。それと、42ページのリプロダクティブヘルス/ライツは、説明が抜けております。こちらにも説明を入れたほうがよいと思いますので、ページの一番下の部分に説明を入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**【木村会長】**

ありがとうございます。せつかくの資料ですから、誰が読んでも理解して誤解のないように、資料が仕上がるとういかなと思いますので、よろしく願いいたします。ほかには、いかがでしょうか。力石委員。

**【力石委員】**

質問への回答の3ページ、保育園等で活用いただける紙芝居の作成を予定していますと書いてありまして、大変いいことだと思います。単純に掲示するだけではなくて、動きのあるもの

で、広く周知するのはいいことだと思います。作成というのがいいと思いますけれど、例えばこれは他のところすでにできていて、そういうものを見つけて流用することできないのかなと思ったのですが、やはり作るとなると時間がかかりますし、費用もかかると思うので。千葉県で作成したものがあれば、どうなのかなと思い、質問です。

**【酒井主査】**

現在、紙芝居ができていないところはないと思うのですが、色々と参考にする資料が他にもあると思いますので、全国的にも調べてみたいと思います。ちなみにですが、本市の「ナイスさんかく」という4コマまんがが、今年、熊本市から問い合わせがありまして、このまんがを展示させてくれないかということで、「ナイスさんかく」が熊本市男女共同参画センターで展示されました。

**【木村会長】**

素晴らしいですね。やはり年齢が小さければ小さいほど、視覚に訴えるってことはとても大事なことだと思いますので、ぜひ可能な範囲でね、よろしくお願いします。ほかに、いかがでしょうか。島委員。

**【島委員】**

「ナイスさんかく」を私がちょっと存じ上げなくて、こういう機会にそれを見せていただいたりすると、余計、私たちも親近感を持ちますし、PRもできますので、よろしくお願いします。

**【木村会長】**

次回、楽しみです。ほかにいかがでしょう。それではないようですので、本日の議題については以上となります。事務局から何かございますでしょうか。

**【酒井主査】**

今後のプランの策定スケジュールについてお話させていただきたいと思います。今後、変更となった内容につきましては、後日メール等にて、お知らせさせていただきたいと思います。今後の予定ですが、11月下旬から12月上旬頃に、市長副市長説明を経て、12月15日号の広報やちよにパブリックコメントの案内を掲載する予定です。そちらのパブリックコメントで1ヶ月の期間、市民の皆様からのご意見を募集いたします。パブリックコメントによりお寄せいただいたご意見と、プランの最終案を2月中旬頃に、懇話会委員の皆様にご報告させていただく予定です。その後、3月には第3次プランが完成し、印刷製本される予定となっております。製本されたものができましたら、委員の皆様へ送付させていただきたいと思います。策定スケジュールがずれ込む場合もございますが現時点での予定を報告させていただきました。

**【木村会長】**

第2次プランの実態と課題に基づいた第3次プラン案が皆さんの目に留まることができましてその実現に向かってこれから推進されていくことを願っております。以上をもちまして第2回やちよ男女共同参画プラン懇話会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

**【酒井主査】**

本日はありがとうございました。お忘れ物のないようにお帰りください。